

東京医療保健大学 ICT授業ツール運用管理基準

令和4年3月1日 制定
学 長 決 定

(目的)

第1条 この運用管理基準は、デジタル社会の進展に伴って情報通信技術を活用して授業を行うためのソフトウェア及びハードウェア（以下、「ICT授業ツール」という。）が増加することを踏まえ、その適正運用を図る上で必要な事項を定めることを目的とする。

2 この基準の対象とするICT授業ツールは、学長が別に指定する。

3 前項の指定は、その利用部門数、利用者数、費用及びその財源となる補助金等の趣旨その他の事情を総合的に勘案し、全学で一体的に運用管理すべきもの（以下、「全学ツール」という）と、各学部・学科・研究科・専攻科（以下、「部門」という）において運用管理すべきもの（以下、「部門ツール」という）に区分して行うものとする。

(管理体制)

第2条 ICT授業ツールを管理するため、学長が次の管理者を任命する。

(1) 運用管理責任者：学修基盤推進室長をもって充て、本システムの運用管理を総括する。

(2) 運用管理担当者：教務部長をもって充て、本システムの運用管理を担当する。

(3) キャンパス担当者：各キャンパスの事務部長若しくは事務部長代理をもって充て、各キャンパスにおける運用管理に従事する。

(4) システム管理者：総務人事部システム担当部長をもって充て、本システムの技術的事項を管理する。

2 前項にかかわらず、部門ツールについては、前項の第1号を当該部門長に、第2号及び第4号を当該キャンパスの事務部長に委任するものとする。ただし、全学の教務委員長、教務部長、総務人事部システム担当部長が自ら前項の業務を行うことを妨げない。

3 全学ツールに関する保守管理（修理を含む、以下同じ）は、学修基盤推進室が行う。ただし、学修基盤推進室が部門に貸与したハードウェアの保守管理については、貸与を受けた部門を所管するキャンパス担当者が行う。

4 部門ツールに関する保守管理は、当該部門が行う。

(アカウントの管理)

第3条 ICT授業ツールにおけるアカウント管理は、運用管理担当者が行う。

2 キャンパス担当者は、前項で定めるものの指示にもとづき、各キャンパスに係る教職員、非常勤講師（教職員、非常勤講師を以下「教員等」という）及び学生のアカウント管理を行う。

(ICT授業ツールの利用)

第4条 ICT授業ツールは、各部門における授業（講義、演習、実験及び実習）及び定期試験その他の成績評価の目的で使用するものとする。

2 前項に関わらず、各部門は遠隔授業に支障のない限りにおいて、ICT授業ツールをその他の大学業務に使用することができる。

3 ICT授業ツールを利用するものは、本学の諸規程及び「東京医療保健大学 情報倫理ガイドライン」を遵守しなければならない。

(ICT授業ツールにおける禁止行為)

第5条 ICT授業ツールを利用するものは、次の行為を行ってはならない。

- (1) ICT授業ツールを、大学業務と関係のない目的で使用する。
- (2) ICT授業ツールにログインするためのアカウント名やパスワードを他者に告知し、もしくは知り得る状態にすること。
- (3) その他、本システムの正常な運用を妨げるものとして運用管理責任者もしくはシステム管理者が禁止すること。

(ICT授業ツールに蓄積されたデータの二次利用)

第6条 ICT授業ツールに蓄積されたデータは、当該科目の授業もしくは成績評価以外の目的で二次利用してはならない。

2 前項に関わらず、学長は、次の目的でICT授業ツールに蓄積されたデータについて二次利用することを許可することができる。

- (1) 各部門が、カリキュラムもしくは授業の改善に資する活動を行うこと。
- (2) 全学の各委員会が、各委員会の業務を行うこと。
- (3) 本学の教員等が、ICT授業ツールに蓄積されたデータの二次利用を前提とした研究を実施すること。(あらかじめ学修基盤推進室に対して書面による協議があり、その協議に基づいて学修基盤推進室が二次利用を同意し、かつ当該同意を含む研究計画書に基づいて本学の「ヒトに関する研究倫理委員会」から承認を得たものに限る。)
- (4) その他、全学的な管理運営に必要な業務を行うこと。

3 前項の許可を求める場合、前項第1号、第2号及び第4号による場合は当該部門、委員会等の長から、同項第3号による場合は当該教員等から、学修基盤推進室長を経由して学長に申請するものとする。

4 学長は、前項の申請に基づき許可を与えることを、学修基盤推進室長に委任することができる。

(ICT授業ツールの利用制限)

第7条 学長は、ICT授業ツールを利用するものが本基準に違反したとき、もしくはシステム管理上必要があるときは、その全部または一部を利用制限することができる。

2 キャンパス担当者は、自らのキャンパスにおいてICT授業ツールを利用するものが本基準に違反したとき、もしくはシステム管理上必要があるときは、学修基盤推進室長を通じて学長に対し、その全部または一部の利用制限を求めることができる。

3 学長は、前2項に基づく利用制限の決定を、学修基盤推進室長に委任することができる。

(利用状況等の把握)

第8条 学修基盤推進室長は全学ツール及び部門ツールの利用状況、利用意向及び利用見込み(以下、「利用状況等」という)を把握するための調査を行い、学長に報告するものとする。

2 運用管理担当者、キャンパス担当者、及びICT授業ツールを利用するものは、前項の調査に協力するものとする。

- 3 部門長は、自らが委任された部門ツールの利用状況等を把握し、その適正化に努めるとともに、第1項の調査に協力するものとする。
- 4 学長は、第1項及び第3項の調査を参考に、「東京医療保健大学デジタルトランスフォーメーション計画」に照らして次年度以降のICT授業ツールとして維持もしくは導入すべき全学ツール及び部門ツールを決定する。

(適用除外)

第9条 この基準は、第6条を除き、教員等が個人的に調達したICT授業ツール（第1条第2項による学長の指定を受けないものをいう）には適用しない。

- 2 本学は、前項に関する教育費からの支出及び運用の支援を行わない。ただし、教員等が個人研究費その他の研究費から費用を支出し、当該費用によって運用の支援を受けることを妨げない。

(雑 則)

第10条 この基準の施行に際しての必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

第1条 この基準は、制定の日から施行する。

第2条 この基準の施行に伴い、次に掲げる定めは廃止する。

- (1) 東京医療保健大学学修管理システム運用管理規程
 - (2) 東京医療保健大学代替実習システム運用管理規程
 - (3) 遠隔授業のためのWeb会議システム運用管理規程
 - (4) ストレージサービスを活用した授業動画の運用について
 - (5) 外部研究費等の活用により導入する代替実習ツールに関する申し合わせ
- 2 前項各号に掲げる定めに基づいて運用しているICT授業ツールは、当面の間、次に掲げる取扱いを行うものとする。
 - (1) 前項の第1号から第4号のツールは、学長が指定した全学ツールとみなす。
 - (2) 前項の第5号のツールは、学長が指定した部門ツールとみなす。